

相手国政府・相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は贈与の供与期限 (注2)	署名日 (署名日) (注3)	署 名 者	告示番号 (注4)
トンガ	太陽光を活用したクリーンエネルギー導入計画のための贈与に関する日本国政府とトンガ王国政府との間の交換公文	太陽光を活用したクリーンエネルギー導入計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	590,000千円 H23.3.31まで	H22.3.12 スクアロ フアで (同日)	日本側 高瀬康夫在トンガ大使 トンガ側 フェレライ・セベレ首相兼外務防衛大臣	H22.3.31 143号
トンガ	バイオアラ病院改善整備計画（第二次）のための贈与に関する日本国政府とトンガ王国政府との間の交換公文	バイオアラ病院改善整備計画（第二次）を実施するために必要な生産物及び役務の購入	1,922,000千円 H26.12.31まで	H22.5.11 スクアロ フアで (同日)	日本側 高瀬康夫在トンガ大使 トンガ側 ビリアミ・タウ・タング首相代行兼保健大臣	H22.5.24 256号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の供与期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をHO△□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。